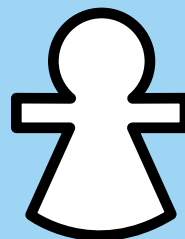
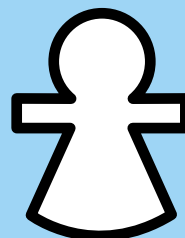


III 資料



目次

前文（略）

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 施策の基本方針等（第7条 - 第10条）

第3章 公共的施設等の整備（第11条 - 第17条）

第4章 雑則（第18条 - 第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関する県、事業者及び県民の責務を明らかにし、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる公共的施設等の整備のための措置について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「福祉のまちづくり」とは、高齢者、障害者等の社会のあらゆる分野への参加を促進するため、高齢者、障害者等が施設、物品及び役務を安全かつ円滑に利用できるようにするための措置をいう。

2 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦等で日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、福祉のまちづくりに関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第4条 削除

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第6条 県民は、福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 県は、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 事業者及び県民が積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚が図られるとともに、県、市町村、事業者及び県民の連携の下に福祉のまちづくりが推進されるよう体制の整備が図られること。
- 二 高齢者、障害者等が自由に行動し、安全かつ円滑に利用できるよう公共施設その他の施設の整備が促進されること。
- 三 高齢者、障害者等が住み慣れた地域において安全かつ快適に生活を営むことができるよう高齢者、障害者等に配慮された住宅の普及が促進され、並びに高齢者、障害者等の交通の安全が確保され、及び高齢者、障害者等が災害等から保護されること。

(啓発)

第8条 県は、事業者及び県民の福祉のまちづくりについての関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、高齢者、障害者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心をはぐくむとともに、福祉のまちづくりに関する知識の普及を図るため、教育用の資料の提供、学習の機会の提供その他の福祉のまちづくりに関する教育及び学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報提供等)

第9条 県は、公共施設その他の施設の構造及び設備で高齢者、障害者等の利便性の向上に資するもの、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活を営むことができるように配慮された住宅、高齢者、障害者等の日常生活上の便宜を図るための用具等に関する研究及び技術開発の促進に努めるとともに、市町村、事業者及び県民に対し、当該研究及び技術開発の成果、福祉のまちづくりの状況等福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供を行うものとする。

(自発的な活動の促進)

第10条 県は、福祉のまちづくりに関する県民の自発的な活動の促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 公共的施設等の整備

(整備基準の設定)

第11条 知事は、病院、百貨店、ホテル、旅館、官公庁の庁舎、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で、規則で定めるもの(以下「公共的施設」という。)の構造及び設備の整備に関し、当該公共的施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を定めなければならない。

2 整備基準は、公共的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の知事が必要と認める部分について、規則で定める。

(整備基準の遵守等)

第12条 公共的施設の新築、増築、改築、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕若しくは同条第15号に規定する大規模の模様替(以下「新築等」という。)又は新設(用途の変更をして公共的施設にする場合における当該用途の変更を含む。以下この項及び第19条第1項において同じ。)をしようとする者は、当該公共的施設(当該新築等又は新設に係る部分に限る。以下この項において同じ。)を整備基準に適合させるよう努めなければならない。ただし、当該公共的施設を整備基準に適合させる場合と同等以上に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる場合又は当該公共的施設を地形若しくは敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難である場合はこの限りでない。

2 知事は、公共的施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、当該公共的施設を所有し、又は管理する者に対し、当該公共的施設を整備基準に適合させるための措置、当該公共的施設のうち整備基準に適合している部分の機能の維持保全のための措置その他の当該公共的施設を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置について必要な助言及び指導を行うことができる。

(適合証の交付及び公表)

第13条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付しなければならない。

3 知事は、適合証を交付したとき、又は適合証の交付に係る公共的施設が整備基準に適合しなくなると認めるときは、その旨を公表しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、適合証に関して必要な事項は、規則で定める。

(特定施設の新築等の届出)

第14条 公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設で規則で定めるもの(以下「特定施設」という。)の新築等又は新設(用途の変更をして特定施設にする場合における当該用途の変更を含む。第19条第1項を除き、以下同じ。)をしようとする者は、当該特定施設の新築等又は新設に係る部分が整備基準に係るものであるときは、当該特定施設の新築等又は新設に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他規則で定める場合はこの限りでない。

- 一 特定施設の種類及び規模
- 二 特定施設の新築等又は新設の区分
- 三 特定施設の新築等又は新設の着手予定日
- 四 特定施設の構造及び設備の内容(整備基準に係るものに限る。)
- 五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出(以下「新築等届」という。)をした者は、当該新築等届に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、当該変更に係る新築等又は新設に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による指導若しくは勧告又は第16条第2項の規定による勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

(特定施設の新築等に係る措置)

第15条 知事は、新築等届又は前条第2項の規定による新築等届の変更に係る届出(以下「新築等変更届」という。)があった場合において、当該新築等届又は新築等変更届に係る特定施設(当該新築等届又は新築等変更届に係る部分に限る。以下この項において同じ。)が整備基準に適合しないと認めるときは、当該新築等届又は新築等変更届をした者に対し、当該特定施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう指導し、又は書面により、勧告することができる。

2 前項の規定による指導又は勧告は、当該新築等届に係る特定施設の新築等又は新設に着手する日(新築等変更届に係るものにあつては、特定施設の当該新築等変更届に係る部分の新築等又は新設に着手する日)の前日までにしなければならない。

(特定施設の無届新築等に係る措置)

第16条 知事は、新築等届をしなければならない者が新築等届をしないで特定施設の新築等又は新設に着手した場合において、当該特定施設(当該新築等又は新設に係る部分に限る。以下この項において同じ。)が整備基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、書面により、当該特定施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、新築等変更届をしなければならない者が新築等変更届をしないで特定施設の変更に係る部分の新築等又は新設に着手した場合において、当該特定施設(当該新築等又は新設に係る部分に限る。以下この項において同じ。)が整備基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、書面により、当該特定施設を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公共車両等及び公共工作物に係る措置)

第17条 知事は、一般旅客の運送の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるもの(以下「公共車両等」という。)又は案内標識、公衆電話ボックスその他の公共の用に供する工作物で規則で定めるもの(以下「公共工作物」という。)を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、当該公共車両等又は公共工作物を所有し、又は管理する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第18条 県は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(立入調査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公共的施設の新築等若しくは新設をしようとする者又は公共的施設、公共車両等若しくは公共工作物を所有し、若しくは管理する者に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、公共的施設の工事現場、公共的施設、公共車両等若しくは公共工作物に立ち入り、公共的施設、公共車両等、公共工作物、書類その他必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公表)

第20条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公表することができる。

一 第14条第1項の規定により届出をしなければならない者が正当な理由がなく当該届出をしないで特定施設の新築等又は新設に着手したとき。

二 第14条第2項の規定により届出をしなければならない者が正当な理由がなく当該届出をしないで特定施設の変更に係る部分の新築等又は新設に着手したとき。

三 第15条第1項又は第16条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったとき。

四 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は調査若しくは質問についての協力の要請を受けた者が正当な理由がなく当該要求又は要請に応じないとき。

五 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は質問についての協力の要請を受けた者が当該要求又は要請に対して、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の答弁をし、又は関係者に虚偽の答弁をさせたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

(国等に対する特例)

第21条 第12条から第17条まで及び前条の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者については、適用しない。

(施行事項)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 第14条の規定は、規則で定める日以後に特定施設の新築等又は新設に着手する者について適用する。

附 則 (平成11年12月条例第59号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（趣旨）

第1条 この規則は、青森県福祉のまちづくり条例（平成10年10月青森県条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（公共的施設）

第3条 条例第11条第1項に規定する不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれらに準ずる施設で規則で定めるものは、別表第1の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に定める施設とする。

（公共的施設の整備基準）

第4条 条例第11条第1項に規定する公共的施設に係る整備基準は、別表第2のとおりとする。

（適合証）

第5条 条例第13条第1項の規定により適合証の交付を受けようとする者は、適合証交付請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類及び図書を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 別表第3の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に定める図書
- 二 知事が別に定める公共的施設整備項目表
- 三 その他知事が必要と認める書類及び図書

2 適合証は、第2号様式による。

3 相続、贈与、譲渡等により適合証の交付に係る公共的施設を所有し、又は管理することとなった者は、適合証交付施設所有者等変更届（第3号様式）により知事に届け出なければならない。

4 適合証の交付を受けた者（前項の規定による届出をした者を含む。以下同じ。）は、当該適合証を亡失し、又は当該適合証が滅失したときは、適合証再交付請求書（第4号様式）を知事に提出して、適合証の再交付の請求をすることができる。

5 適合証の交付を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、適合証返還届（第5号様式）に適合証（第4号の場合にあっては、発見した適合証）を添えて知事に返還しなければならない。

- 一 適合証の交付に係る公共的施設が新築等のため取り壊されたとき。
- 二 適合証の交付に係る公共的施設が災害等により滅失したとき。
- 三 適合証の交付に係る公共的施設が用途を変更して公共的施設でなくなったとき。
- 四 適合証の再交付を受けた場合において、亡失した適合証を発見したとき。

6 知事は、次に掲げる事由が生じたときは、適合証の交付を受けた者に適合証を返還させることができる。

- 一 適合証の交付を受けた者（第3項の規定による届出をした者を除く。）が偽りその他不正の手段により適合証の交付を受けたとき。
- 二 適合証の交付に係る公共的施設が整備基準に適合しないとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、適合証を返還させることが適当であると認められるとき。

（特定施設）

第6条 条例第14条第1項に規定する公共的施設のうち特に高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を促進することが必要な施設で規則で定めるものは、別表第1の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に定める施設とする。

- 2 条例第14条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 仮設の建築物等で存置期間が90日を超えないものの新築等又は新設を行う場合
 - 二 建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項に規定する建築物の新築等を行う場合
 - 三 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第83条の2に規定する伝統的建造物群保存地区の区域内における同法第2条第1項第5号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物の新築等を行う場合
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、新築等届をすることが困難であると知事が認める場合
- （特定施設の新築等の届出）

第7条 条例第14条第1項の規定による届出をしようとする者は、特定施設新築等届出書（第6号様式）に次に掲げる書類及び図書を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 別表第3の上欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の中欄に定める図書
- 二 知事が別に定める特定施設整備項目表
- 三 その他知事が必要と認める書類及び図書

- 2 条例第14条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定施設の名称及びその所在地
- 二 特定施設の新築等又は新設に係る工事の完了予定年月日
- 三 適合証の交付請求の予定の有無

（特定施設の新築等の変更の届出）

第8条 条例第14条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定施設の種類若しくは規模又は構造若しくは設備の内容（整備基準に係るものに限る。）
- 二 特定施設の新築等又は新設の着手予定年月日（3月を超える変更に係るものに限る。）

- 2 条例第14条第2項の規定による届出をしようとする者は、特定施設新築等変更届出書（第6号様式）に、前条第1項各号に掲げる書類及び図書で当該変更に係るものを添付して知事に提出しなければならない。

（公共車両等及び公共工作物）

第9条 条例第17条に規定する一般旅客の運送の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条第1項第11号に規定する旅客車
- 二 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 三 タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシー
- 四 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する同条第4項に規定する旅客船
- 五 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第17項に規定する定期航空運送事業の用に供する同条第1項に規定する航空機のうち旅客の運送の用に供する飛行機

- 2 条例第17条に規定する公共の用に供する工作物で規則で定めるものは、次に掲げる工作物とする。

- 一 案内標識
- 二 公衆電話ボックス
- 三 バス停留所又はタクシー乗場の用に供する工作物
- 四 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第14号に規定する信号機
- 五 銀行その他の金融機関の現金自動預払機の設置の用に供する工作物

（身分証明書）

第10条 条例第19条第2項に規定する身分を示す証明書は、第7号様式による。

(弁明の機会の付与に関する通知)

第11条 知事は、条例第20条第2項の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えようとするときは、あらかじめ、その者に対し、口頭による意見陳述の日時、場所等又は意見書の提出期限、提出先等を書面により通知するものとする。

(代理人)

第12条 前条の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために口頭で意見を述べ、又は意見書を提出するための一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

(適用除外)

第13条 条例第21条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 簡易保険福祉事業団
- 二 雇用促進事業団
- 三 地域振興整備公団
- 四 日本鉄道建設公団
- 五 日本道路公団
- 六 緑資源公団
- 七 労働福祉事業団
- 八 青森県道路公社

(公表の方法)

第14条 条例第13条第3項又は第20条第1項の規定による公表は、青森県報に登載して行うものとする。

(特定施設の新築等の届出に係る適用日)

第15条 条例附則第2項に規定する規則で定める日は、平成12年1月1日とする。

附 則 (平成11年3月青森県規則第47号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月青森県規則第62号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第6号及び別表第1第1号の改正規定は公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第6条関係）

区分	公共的施設	特定施設
<p>一 建築物</p>	<p>(一) 保健・福祉施設</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センター 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（同法第40条に規定する児童遊園を除く。） 3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設 5 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設 6 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条に規定する知的障害者援護施設 7 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 8 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第21条第1項に規定する母子福祉施設 9 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康センター 10 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設 11 その他1から10までに掲げる施設に類する施設 	<p>公共的施設の欄に掲げるすべての施設</p>
	<p>(二) 医療施設</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所</p>	<p>公共的施設の欄に掲げるすべての施設</p>
	<p>(三) 学校等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校及び同法第83条第1項に規定する各種学校 2 道路交通法第98条第1項に規定する自動車教習所 3 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第2号に規定する職業能力開発短期大学校、同項第3号に規定する職業能力開発大学校、同項第4号に規定する職業能力開発促進センター及び同項第5号に規定する障害者職業能力開発校 	<p>公共的施設の欄に掲げるすべての施設</p>
	<p>(四) 公益事業の営業所等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵便局の施設で不特定かつ多数の者の利用に供されるもの 2 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する営業所及び事務所で、不特定かつ多数の者の利用に供されるもの 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業の用に供する営業所及び事務所で、不特定かつ多数の者の利用に供されるもの 	<p>公共的施設の欄に掲げるすべての施設</p>

区 分	公 共 的 施 設	特 定 施 設
	4 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第6条第2項に規定する第一種電気通信事業の用に供する営業所及び事務所で、不特定かつ多数の者の利用に供されるもの	
	(五) 金融機関の店舗 日本銀行その他の銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、証券会社、農業協同組合、水産業協同組合その他の金融の店舗	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	(六) 火葬場 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	(七) 集会・文化施設 1 集会場 2 公会堂 3 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館 4 冠婚葬祭の用に供する施設 5 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 6 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館 7 その他 1 から 6 までに掲げる施設に類する施設	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	(八) 公共交通機関の施設 1 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施 2 空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港の施設で不特定かつ多数の者の利用に供されるもの 3 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル 4 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する停車場	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	(九) 飲食業・物品販売業・サービス業店舗 1 飲食店営業の用に供する店舗 2 物品販売業の用に供する店舗 3 理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第2項に規定する理容所、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第4項に規定するクリーニング所、旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業及び同条第2項に規定する旅行業者代理業の営業所、貸衣装屋の店舗その他のサービス業を営む店舗	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを越える施設
	(十) 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを越える施設

区分	公共的施設	特定施設
	(十) スポーツ・興行・遊興施設 1 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場その他のスポーツ施設、スポーツの練習場その他に類する施設 2 劇場、映画館、観覧場その他これらに類する施設 3 ダンスホール、遊技場、まあじやん屋、ぱちんこ屋、カラオケボックスその他これらに類する営業の用に供する施設	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを越える施設
	(十一) 展示施設 展示場その他これに類する施設	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
	(十二) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第5項に規定する下宿営業を除く。）の用に供する施設その他これに類する施設	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
	(十三) 自動車車庫 自動車車庫（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により建設大臣が認める特殊の装置を用いる駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
	(十四) 共同住宅等 1 共同住宅（共用部分に限る。） 2 寄宿舍（共用部分に限る。）	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、戸数（寄宿舍にあっては、共用のものを除く室数）が50を超える施設
	(十五) 官公庁の庁舎 官公庁の庁舎で不特定かつ多数の者の利用に供されるもの（(一)から(十四)までに掲げる施設を除く。）	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	(十六) 事務所 事務所（(一)から(十五)までに掲げる施設に附属するものを除く。）	公共的施設の欄に掲げる施設のうち、当該施設の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超える施設
	(十七) 公衆便所 公衆便所（(一)から(十六)までに掲げる施設に附属するものを除く。）	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
	(十八) 複合施設 (一)から(十七)までに掲げる施設の用途のうち二以上の異なる用途に供する施設（各施設が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
二 公共交通機関の施設 （建築物を除く。）	公共交通機関の施設 1 港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設 2 空港整備法第2条第1項に規定する空港の施設で不特定かつ多数の者の利用に供されるもの 3 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル 4 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する停車場	公共的施設の欄に掲げるすべての施設

区 分	公 共 的 施 設	特 定 施 設
三 道路	道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
四 公園	(一) 公園・緑地 1 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 2 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 3 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 (二) 動物園等 1 博物館法第29条の規定により博物館に相当する設として指定された動物園及び植物園 2 遊園地	公共的施設の欄に掲げるすべての施設
五 路外駐車場（建築物を除く。）	路外駐車場 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	公共的施設の欄に掲げる施設のうち駐車場法第12条の規定による届出をしなければならぬ路外駐車場

別表第2（第4条関係）

区分	整備項目	整備基準
一 建築物	(一) 出入口	<p>公共的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下この表において「利用者」という。）の利用に供する直接地上へ通ずる出入口（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。以下この表において同じ。）及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 2 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が安全かつ円滑に開閉して通過できる構造とすること。 3 全面が透明な戸を設ける場合においては、衝突を防止する措置を講ずること。 4 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
	(二) 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)	<p>利用者の利用に供する廊下等（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、(三)に定める構造に準じたものとする。 3 直接地上へ通ずる(一)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(一)に定める構造の各出入口から各室の(一)に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、(四)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 イ 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。 ロ 廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。 ハ 高低差がある場合においては、5に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第1号の建設大臣が認める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。 ニ (一)に定める構造の出入口並びに(四)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 4 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。 5 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 イ 幅は、内法を120センチメートル（段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。 ロ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。

区 分	整備項目	整 備 基 準
		<p>ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ニ 傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>ト 傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。）を敷設すること。</p>
	(三) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段（共同住宅等にあっては、共用のものに限る。以下この表において同じ。）は、次に定める構造（当該公共的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次の1から4までに定める構造）とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両側には、手すりを設けること。 2 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 4 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 5 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。
	(四) 昇降機（エレベーター）	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設（床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者対応駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターで次に定める構造のものを設けること。ただし、当該階において提供される役又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。 2 かごの奥行きは、内法^{（ウ）}を135センチメートル以上とすること。 3 かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないものとする。 4 かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 5 かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 6 かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。 7 かご内及び乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 8 かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（7に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が安全かつ円滑に操作することができる構造とすること。 9 かご内の左右両面の側板に手すりを設けること。 10 乗降口ビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法^{（ウ）}を150センチメートル以上とすること。 11 乗降口ビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

区 分	整備項目	整 備 基 準
	(五) 便所	<p>1 公共的施設（共同住宅等を除く。）に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者対応便房」という。）が設けられていること。</p> <p>ロ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が安全かつ円滑に開閉して通過できる構造となること。</p> <p>ニ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ヘ 車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の付近に、車いす使用者対応便房を設けている旨及び誰でも使用できる旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ト 車いす使用者が安全かつ円滑に使用できる洗面器を1以上設けること。</p> <p>2 公共的施設（共同住宅等を除く。）に利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、手すり付きの床置き小便器のある便所を1以上設けること。</p>
	(六) 駐車場	<p>1 利用者の利用に供する駐車場（共同住宅等に設けられるものを除く。）には、次に定める構造の車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。</p> <p>イ 車いす使用者対応駐車施設へ通ずる(一)に定める構造の出入口から当該車いす使用者対応駐車施設に至る経路（2に定める構造の駐車場内の通路又は(七)1から3までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>ロ 建築物等からの落雪等がない場所に設ける等冬季間の積雪及び路面凍結等に十分配慮した場所に設けること。</p> <p>ハ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ニ 車いす使用者対応駐車施設を設けている旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>2 車いす使用者対応駐車施設へ通ずる(一)に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、(七)1から3までに定める構造とすること。</p>
	(七) 敷地内の通路	<p>利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、(三)1から4までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 直接地上へ通ずる(一)に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下この表において「道等」という。）又は車いす使用者対応駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(一)に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p>

区 分	整備項目	整 備 基 準
		<p>イ 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(イ) (二)5のイからホまでに定める構造とすること。</p> <p>(ロ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>(ハ) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(二) 必要に応じ、ひさしを設ける等積雪及び路面凍結時の通行に支障がないよう配慮すること。</p> <p>4 公共的施設（一般公共の用に供される自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる(一)に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>
	(八) 観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）	<p>1 利用者の利用に供する観覧席等（固定式のものに限る。以下この表において同じ。）を有する公共的施設には、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を、観覧席等の総数が500以下の場合にあっては2以上、観覧席等の総数が500を超える場合にあってはその総数に500分の1を乗じて得た数（1未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）に2を加えて得た数以上設けること。</p> <p>イ 幅は90センチメートル以上、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。</p> <p>ハ 車いす使用者用席の後方に車いす使用者が容易に出入り及び転回ができる部分を設けること。</p> <p>2 観覧席等のある室の(一)に定める構造の出入口から1に定める構造の各車いす使用者用席に至る通路のうち、1以上の通路は次に定める構造とすること。</p> <p>イ 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 高低差がある場合においては、(二)5イ、ロ及びホに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>3 聴覚障害者のための観覧席等を設ける場合においては、聴覚障害者用集団補聴装置等を設けること。</p>
	(九) 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室（以下「浴室等」という。）	<p>利用者の利用に供する浴室等を設ける場合（居室又は客室の内部に設ける場合を除く。）においては、次に定める構造の浴室等を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>1 高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるような床面積を確保すること。</p> <p>2 浴槽、腰掛台、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとする。</p> <p>3 浴室等の出入口の幅は、内法^{のり}80センチメートル以上とすること。</p> <p>4 浴室等の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>5 床面は、ぬれても滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>6 水栓器具は、レバー式、光感知式その他高齢者、障害者等が安全かつ円滑に操作できるものとする。</p>

区 分	整備項目	整 備 基 準
	(十) 客室	<p>宿泊施設（床面積の合計が5,000平方メートル以上のものに限る以下この表において同じ。）の客室（宿泊用のものに限る。以下この表において同じ。）のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。 2 (五)1イからホまでに定める構造の車いす使用者対応便房を設けること。 3 車いす使用者が安全かつ円滑に利用することができる浴室及び脱衣室を設けること。当該客室のある宿泊施設に利用者の利用に供する(九)に定める構造の浴室及び脱衣室を設ける場合は、この限りでない。 4 視覚障害者及び聴覚障害者に、音、光その他の方法により火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。
	(十一) 受付カウンター及び記載台（以下「受付カウンター等」という。）	<p>利用者の利用に供する受付カウンター等を設ける場合においては、次に定める構造の受付カウンター等を1以上設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車いす使用者の利用に配慮した高さとする。 2 下部に車いす使用者が利用しやすい空間（以下この表において「けこみ」という。）を設けること。
	(十二) 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部にけこみを設けること。 2 公衆電話所に出入口を設ける場合においては、当該出入口（一）に定める構造に準じたものとする。
	(十三) 券売機	<p>券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 金銭投入口の高さ、けこみ等を車いす使用者が安全かつ円滑に利用できるよう配慮したものとする。 2 運賃等を点字で表示する等視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるよう配慮したものとする。 3 直接地上へ通ずる出入口から当該券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路のうち、それぞれ1以上の通路は(七)4イ及びロに定める構造とすること。
	(十四) 案内標示	<p>案内標示を設ける場合においては、主要な案内表示の高さ、文字の大きさ及び表示の内容に配慮して、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。</p>
	(十五) 授乳及びおむつ替えの場所	<p>別表第1第1号(一)に掲げる保健・福祉施設のうち市町村保健センター、母子福祉施設及び母子健康センター、同号(二)に掲げる医療施設のうち病院、同号(八)に掲げる公共交通機関の施設、同号(九)2に掲げる物品販売業の用に供する店舗のうち百貨店及びマーケット並びに同号(十六)に掲げる官公庁の庁舎のうち保健所においては安全かつ円滑に授乳及びおむつ替えのできる場所を設け、かつ、当該場所にはベビーベッドを設けること。</p>
二 公共交通機関の施設（建築物を除く。）	(一) 改札口	<p>改札口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第一号（一）1及び4に定める構造に準じたものとする。 2 誘導用床材を設けること。

区 分	整備項目	整 備 基 準
	(二) 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)	<p>利用者の利用に供する通路等は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第一号(二)1及び(三)1から4までに定める構造に準じたものとする。 2 (一)に定める構造の改札口から乗降場に至るすべての経路について、当該経路に高低差がある場合においては、経路となる通路等の1以上に第一号(二)3に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
	(三) 階段	<p>利用者の利用に供する階段は、第一号(三)に定める構造に準じたものとする。</p>
	(四) 昇降機(エレベーター)	<p>前年度における1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上の公共交通機関の(一)に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所に第一号(四)1から7までに定める構造のエレベーターを設けること。</p>
	(五) 乗降場	<p>利用者の利用に供する乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。 2 両端には、転落を防止するためのさくを設ける。 3 縁端には、注意喚起用床材を敷設する。
	(六) 便所	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の利用に供する便所を設ける場合においては、第一号(五)1に定める構造に準じたものとする。 2 利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、第一号(五)2に定める構造に準じたものとする。
	(七) 案内標示	<p>案内標示を設ける場合においては、第一号(十四)に定める構造に準じたものとする。</p>
三 道路	(一) 歩道	<p>歩道を設ける場合においては、当該歩道は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。 2 有効幅員は、200センチメートル以上とし、車いす使用者が安全かつ円滑に通行できるものとする。 3 歩道に排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設ける。 4 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車いす使用者が通過する際に支障とならないものとする。 5 必要に応じて、視覚障害者を誘導するための視覚障害者誘導用ブロック(周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものをいう。以下「誘導用ブロック」という。)及び視覚障害者の注意を喚起するための視覚障害者注意喚起用ブロック(周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものをいう。以下「注意喚起用ブロック」という。)を敷設すること。
	(二) 横断歩道橋及び地下横断歩道(以下「立体横断施設」という。)	<p>立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 横断歩道橋の幅員は120センチメートル以上、地下横断歩道の幅員は170センチメートル以上とすること。 2 表面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。 3 階段には、回り段を設けないこと。

区 分	整備項目	整 備 基 準
		4 階段、傾斜路及び踊場の両側には、手すりを設けること。 5 必要に応じて誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを敷設すること。
	(三) 案内標示	案内標示を設ける場合においては、第一号(十四)に定める構造に準じたものとする。こと。
四 公園	(一) 出入口	公園の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 1 幅は、内法120センチメートル以上とすること。 2 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合においては、勾配8パーセント以下の傾斜路を設けること。 3 路面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げる。こと。 4 必要に応じて誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを敷設すること。
	(二) 園路	(一)に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。 1 幅員は、120センチメートル以上とすること。 2 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 3 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。 4 園路に排水溝を設ける場合においては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 5 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。 イ 第一号(三)に定める構造に準じた構造とすること。 ロ 第一号(二)5に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。 6 必要に応じて誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックを敷設すること。
	(三) 便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合においては、第一号(五)に定める構造に準じたものとする。こと。
	(四) 駐車場	1 利用者の利用に供する駐車場を設ける場合においては、第一号(六)1に定める構造に準じた車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。 2 1に定める構造の車いす使用者対応駐車施設へ通ずる(一)に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場の通路は、第一号(七)1から3までに定める構造に準じたものとする。こと。
	(五) 案内標示	案内標示を設ける場合においては、第一号(十四)に定める構造に準じたものとする。こと。
	(六) 附帯設備	ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他の設備は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できる構造とすること。
五 路外駐車場 (建築物を除く。)	路外駐車場	1 出入口(自動車のみの用に供するものを除く。)のうち1以上は、第一号(一)1及び4に定める構造に準じたものとする。こと。 2 第一号(六)1に定める構造の車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。 3 1に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る通路は、第一号(七)1から3までに定める構造に準じたものとする。こと。

別表第3（第5条、第7条関係）

区分	図書の種類	明示すべき事項
一 建築物	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置、幅員及びその名称、届出に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における建築物及びその出入口の位置、駐車場の位置、車いす利用者対応駐車施設の位置及び幅、誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、高齢者、障害者等の利用する経路の位置及び幅並びに高齢者、障害者等の利用する経路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、受付等の位置、受付等から建築物の出入口までの廊下等に敷設された誘導用床材及び注意喚起用床材の位置、廊下等の位置及び幅、車いす利用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置及びそのかごの寸法、車いす利用者対応便房の位置及びその寸法、車いす利用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす利用者対応駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅、車いす利用者用席の位置及び寸法、車いす利用者用席からその室の出入口までの通路の位置及び幅、客室に設けられた車いす利用者対応便房の位置及び寸法その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
二 公共交通機関の施設（建築物を除く。）	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び公共交通機関の施設の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地の接する道路の位置、幅員及びその名称並びに届出に係る公共交通機関の施設と他の施設との別
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、客室の用途、床の高低並びに改札口の位置及び幅、通路等の位置、通路等に設けられる傾斜路又は車いす利用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置及びそのかごの寸法乗降場の位置、乗降場に設けられるさく及び注意喚起用床材の位置車いす利用者対応便房の位置及びその寸法その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
三 道路	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位並びに歩道等の位置及び幅員、歩道等に設けられる誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックの位置、立体横断施設の位置その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
四 公園	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置、幅員及びその名称並びに出入口の位置及び幅出入口に設けられる誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックの位置、主要な園路の位置、幅及び縦断勾配、園路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置、園路に設けられる誘導用ブロック及び注意喚起用ブロックの位置、車いす利用者対応便房の位置及び寸法、車いす利用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす利用者対応駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法

区 分	図書の種類	明 示 す べ き 事 項
五 路外駐車場（建築物を除く。）	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道路の位置、幅員及びその名称並びに出入口の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設から出入口までの位置及び幅 その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法

第1号様式（第5条関係）
（その1）

適合証交付請求書（建築物である公共的施設）

年 月 日

青森県知事

殿

請求者	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	⑩
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

青森県福祉のまちづくり条例第13条第1項の規定により、次のとおり適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称				
公共的施設の所在地				
主 要 用 途				
構 造 ・ 階 数	造 ・ 地上 階 地下 階			
規 模	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
	延べ床面積 (共同住宅等にあつては、延べ床面積及び戸(室)数)		m ²	
	内 訳	用途 ()		m ²
		用途 ()		m ²
		用途 ()		m ²
用途 ()			m ²	
工事着手年月日	年 月 日	工事完了年月日	年 月 日	
新築等届の有無	有 ・ 無			

受付欄	年 月 日	処理欄
	第 号	
	係員印	

注1 新築等届の有無欄は、青森県福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定による届出の有無について、該当するものを で囲むこと。

2 欄には、記入しないこと。

3 青森県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第1項各号に掲げる書類及び図書を添付すること。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2)

適合証交付請求書 (建築物以外の公共的施設)

年 月 日

青森県知事 殿

請求者	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	〒
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

青森県福祉のまちづくり条例第13条第1項の規定により、次のとおり適合証の交付を請求します。

公共的施設の名称			
公共的施設の所在地			
区 分	公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園 ・ 路外駐車場 ・ その他 ()		
規 模			
工事着手年月日	年 月 日	工事完了年月日	年 月 日
新築等届の有無	有 ・ 無		

※受付欄	年 月 日	※処理欄
	第 号	
	係員印	

- 注1 区分欄は、該当するものを○で囲むこと。
 2 規模欄には、公共交通機関の施設にあつては面積を、道路にあつては延長距離を、公園にあつては敷地面積を、路外駐車場にあつては駐車用に供する部分の面積を記入すること。
 3 新築等届の有無欄は、青森県福祉のまちづくり条例第14条第1項の規定による届出の有無について、該当するものを○で囲むこと。
 4 ※欄には、記入しないこと。
 5 青森県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第1項各号に掲げる書類及び図書を添付すること。
 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

表



備考1 材質は、アクリル樹脂製とする。

2 文字の色は黒、りんご（ハート）の部分の色は赤、葉の部分の色は緑、地の色は白とする。

裏

公共的施設の名称	
公共的施設の所在地	
適合証交付番号	No
交付年月日	年 月 日交付

↑ 10センチメートル ↓

← 15センチメートル →

第3号様式（第5条関係）

適合証交付施設所有者等変更届

年 月 日

青森県知事

殿

届出者	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

適合証の交付に係る公共的施設の所有者（管理者）の変更があつたので、青森県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第3項の規定により届け出ます。

公共的施設の名称			
公共的施設の所在地			
区 分	建築物 ・ 建築物以外の公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園 ・ 建築物以外の路外駐車場 ・ その他 ()		
適合証交付番号及び交付年月日	No 年 月 日交付		
公共的施設の所有者（管理者）	区 分	変 更 後	変 更 前
	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日		年 月 日	

※受付欄	年 月 日	※処理欄
	第 号	
	係員印	

- 注1 区分欄は、該当するものを○で囲むこと。
 2 適合証交付番号欄及び適合証交付年月日欄は、適合証の裏面に記載されている交付番号及び交付年月日を記入する。
 3 変更の理由欄には、所有者（管理者）の変更の理由を簡潔に記入すること。
 4 ※欄には、記入しないこと。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

適合証再交付請求書

年 月 日

青森県知事 殿

請求者	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	④
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他
		電話番号 ()

青森県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第4項の規定により、次のとおり適合証の再交付を請求します。

公共的施設の名称	
公共的施設の所在地	
区 分	建築物 ・ 建築物以外の公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園 ・ 建築物以外の路外駐車場 ・ その他 ()
適合証交付番号及び 交 付 年 月 日	年 月 日交付
再 交 付 請 求 の 理 由	

受 付 欄	年 月 日	処 理 欄	
	第 号		
	係員印		

- 注1 区分欄は、該当するものを で囲むこと。
 2 適合証交付番号欄及び適合証交付年月日欄は、適合証の裏面に記載されている交付番号及び交付年月日を記入する。
 なお、適合証の交付番号又は交付年月日が不明の場合は、記入不要であること。
 3 再交付請求の理由欄には、適合証の再交付を請求する理由を簡潔に記入すること。
 4 欄には、記入しないこと。
 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

適 合 証 返 還 届

年 月 日

青森県知事 殿

届出者	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

青森県福祉のまちづくり条例施行規則第5条第5項の規定により、次のとおり適合証の返還します。

公共的施設の名称	
公共的施設の所在地	
区 分	建築物 ・ 建築物以外の公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園 ・ 建築物以外の路外駐車場 ・ その他 ()
適合証交付番号及び 交 付 年 月 日	年 月 日交付
返 還 理 由	

受 付 欄	年 月 日	処 理 欄	
	第 号		
	係員印		

注1 区分欄は、該当するものを で囲むこと。

2 適合証交付番号欄及び適合証交付年月日欄は、適合証の裏面に記載されている交付番号及び交付年月日を記入する。

なお、適合証を亡失し、又は滅失したため、交付番号又は交付年月日が不明の場合は、記入不要であること。

3 返還理由欄には、適合証を返還する理由を簡潔に記入すること。

なお、適合証を亡失し、又は滅失した場合は、その旨を記入すること。

4 欄には、記入しないこと。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式（第7条、第8条関係）

（その1）

特定施設新築等（変更）届出書（建築物である特定施設）

年 月 日

青森県知事

殿

届出者	氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	郵便番号
	連絡先	（該当するものを○で囲んでください。） 自宅 勤務先 その他 電話番号 （ ）

特定施設（建築物）の新築等の内容（変更）について、青森県福祉のまちづくり条例第14条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定施設の名称					
特定施設の所在地					
主要用途					
工事の種別		新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更			
構造・階数		造 地上 階 地下 階			
規模	敷地面積	m ²		建築面積	m ²
			新築等の部分	その他の部分	合計
	延べ床面積（共同住宅等にあつては、延べ床面積及び戸（室）数）		m ²	m ²	m ²
	内訳	用途（ ）	m ²	m ²	m ²
		用途（ ）	m ²	m ²	m ²
用途（ ）		m ²	m ²	m ²	
用途（ ）		m ²	m ²	m ²	
工事着手予定年月日		年 月 日			
工事完了予定年月日		年 月 日			
適合証交付請求の予定の有無		有 ・ 無			

※受付欄	年 月 日	※処理欄
	第 号	
	係員印	

- 注1 工事の種別欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 適合証交付請求の予定の有無欄には、青森県福祉のまちづくり条例第13条第1項の規定による適合証の交付請求の予定の有無について、該当するものを○で囲むこと。
- 3 ※欄には、記入しないこと。
- 4 青森県福祉のまちづくり条例施行規則第7条第1項各号に掲げる書類及び図書（変更届の場合は、当該変更に係るものに限る。）を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(その2)

特定施設新築等(変更)届出書(建築物以外の特定施設)

年 月 日

青森県知事

殿

届出者	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	郵便番号
	連 絡 先	(該当するものを○で囲んでください。) 自宅 勤務先 その他 電話番号 ()

特定施設(建築物以外)の新築等の内容(変更)について、青森県福祉のまちづくり条例第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定施設の名称	
特定施設の所在地	
区 分	公共交通機関の施設 ・ 道路 ・ 公園 ・ 路外駐車場 ・ その他 ()
工 事 の 種 別	新 設 ・ 改 修
規 模	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
適合証交付請求の予定の有無	有 ・ 無

※ 受 付 欄	年 月 日	※ 処 理 欄
	第 号	
	係員印	

- 注1 区分欄及び工事の種別欄は、該当するものを○で囲むこと。
2 規模欄には、公共交通機関の施設にあっては面積を、道路にあっては延長距離を、公園にあっては敷地面積を、路外駐車場にあっては駐車のために供する部分の面積を記入すること。
3 適合証交付請求の予定の有無欄には、青森県福祉のまちづくり条例第13条第1項の規定による適合証の交付請求の予定の有無について、該当するものを○で囲むこと。
4 ※欄には、記入しないこと。
5 青森県福祉のまちづくり条例施行規則第7条第1項各号に掲げる書類及び図書(変更届の場合には、当該変更に係るものに限る。)を添付すること。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第7号様式 (第10条関係)

表

第	号
身分証明書	
所属	
職氏名	
年	月 日生
上記の者は、青森県福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により 立入調査又は質問を行う職員であることを証明する。	
年	月 日交付
青森県知事 氏 名 ④	

9センチメートル

9センチメートル

青森県福祉のまちづくり条例（抜粋）

（立入調査等）

- 第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公共的施設の新築等若しくは新設をしようとする者又は公共的施設、公共車両等若しくは公共工作物を所有し、若しくは管理する者に対し、当該公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、公共的施設の工事現場、公共的施設、公共車両等若しくは公共工作物に立ち入り、公共的施設、公共車両等、公共工作物、書類その他必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。